



edward lipsett • stephen carter • chris ryal

出版に関する契約書

本契約は、_____（「作者」）と株式会社インターカム（「出版社」）との間で、「 _____（書名） _____」（「作品」）と題する作者の書籍の出版に関し締結されるものである。

1. 作者は、出版社に対し、作品を、ハードカバー、大型ペーパーバック、文庫本及びオンデマンド印刷の形式で、日本語で、出版及び販売する独占的権利を許諾する。
2. 作者は、出版社に対し、作品並びに作品の広告及び宣伝につき、出版社が作者の指定する氏名を、出版社の裁量において使用する権利を許諾する。要請があれば、作者は、出版社又はその承継人が使用するため、自己の肖像写真を提供するものとする。
3. 作者は以下の内容を保証する：
 - (i) 作品に名誉毀損、剽窃、プライバシーの侵害又は事実の不当表示がないこと
 - (ii) 作品がいかなる著作権や財産も侵害せず、名誉毀損とされる内容を含まないこと
 - (iii) 作品は公有物ではなく、作者は本契約を締結する全権限を持つ唯一の所有者かつ著作権者であること
 - (iv) 作品が一部、全体に関わらず、過去に出版されたことがある場合、作者が現在は作品に関する全著作権を有し、法的に本契約の締結が許されていること
 - (v) 作者は、作品の内容から生じる訴訟に関する責任を、一切出版社に負わせないこと

4. 作品に索引が必要である旨、作者と出版社の間で合意された場合には、作者が索引を提供するか、又は出版社が索引作製者を雇用し、合理的な費用を作者と出版社が等しく負担するか、いずれかを作者が選択するものとする。作者の費用負担分は本契約に基づき支払われる金額から差し引かれるものとする。作品に文献一覧及び／又は脚注が必要である旨、作者と出版社の間で合意された場合には、別段の合意がない限り、作成については作者の責任及び費用負担とする。
5. 作品のフォーマット、コピー編集スタイル、イラスト、印刷製本様式、題名、カバー、トレードネーム、商標、ロゴ、版元又はその他の特定のための表示、出版日、小売価格、作品の販売・流通・広告・販促に関するその他すべての事項についての最終決定は、作者と公正な協議の上、出版者が行うものとする。仕上げ寸法や CMYK プロセスなど特定の外観要素は、出版社が印刷会社や販売会社と締結した契約によって規定されるものであり、交渉の余地があるものとはみなされない。
6. 出版社は、本契約が両当事者により署名された後12か月以内に作品を出版するものとする。出版社が上記期間内に作品を出版しない場合には、本契約に基づき付与されたすべての権利は、作者が書面により要請した場合、作者に返還されるものとする。但し、やむを得ない事情があるときは、本契約当事者は、協議のうえ、書面にて上記期限を変更することができる。
7. 出版社は、作者の権利保全のために所定の位置に©、作者の指定する氏名、第一発行年を表示する。
8. 本契約に基づき出版社に付与される権利の対価として、出版社は、作者に対し、出版社から出版される書籍のカバープライスに対して、以下のロイヤルティを支払うものとする。
 - (i) 大型ペーパーバックについて、小売価格（適用される税金を除く）の %
 - (ii) 文庫本について、小売価格（適用される税金を除く）の %
 - (iii) ハードカバー版について、小売価格（適用される税金を除く）の %
9. 本契約が効力を有する限り、作者は、作品と同じタイトル又は作品全体を含む他の書籍を、競合する市場で出版しないことに同意する。

10. 作者は、作品の一般発売後速やかに、紙装丁版を 5 冊、ハードカバー版を 2 冊、無料支給されるものとする。希望する場合は、作者は、出版社が出版したいずれかの版の作品を別途、カバープライスの ____% の割引価格に送料と適用税金を加算した金額で購入することができる。作者が購入した作品についてもすべてロイヤルティが支払われるものとする。無料支給された作品についてはロイヤルティは支払われない。
11. 作品に対するロイヤルティは、書籍が販売されている限り、かつ最低 10,000 円（一万円）のロイヤルティが発生する限り、毎年 6 月と 12 月の 2 回、計算されるものとする。作者に対するロイヤルティが 10,000 円（一万円）未満の場合には、ロイヤルティが 10,000 円以上になるまで支払いは保留されるものとする。
12. 本契約は、両当事者が署名した時点で発効し、4 年間効力を有するものとする。本契約は、いずれかの当事者が本契約満了の 3 か月前までに書面で本契約終了の意思を通知しない限り、自動的に延長され、期限のないものとして継続するものとする。終了の通知受領から 3 か月後、出版社は、作品の出版を中止するものとする。但し、出版社は、在庫分については販売を続ける権利を持つものとする。
13. 作者若しくは作者が指名した業者が所持する財産又は作者の同意により配送が行われた者に対しては、出版社は、その損失又は損害について、責任を負わない。作者は、原稿（及び関連資料）のコピーを、自身の保護のために保持しておくものとする。
14. いずれの当事者も、本契約の全部又は一部につき、他方当事者の書面による事前の同意なくして第三者に譲渡し、移転し又はその他の方法で処分することはできない。また、作者は、出版社の事前の書面による同意なくしてその作品の著作権の全部又は一部を第三者に譲渡し、移転し又はその他の方法で処分することはできない。
15. 本契約は、作者と出版社の相続人、承継人、遺産管理人及びこれらの譲受人にも拘束力を持つものとし、作者と出版社への言及は、その相続人、承継人、遺産管理人及びこれらの譲受人をも含むものとする。
16. 本契約が履行される場所に関わらず、本契約は、日本国の法律に支配され解釈されるものとする。



17. 本契約当事者は、本契約に関する如何なる訴訟についても、福岡地方裁判所が専属的管轄権を有することに合意する。
18. 上記の条項は、すべての事前の了解事項に優先されるものであり本契約当事者間の唯一かつ完全な同意を構成するものである。本契約は、事前の書面による双方の同意がなければ変更や取り消しはできないものとする。

本契約締結の証として、本契約当事者は、下記の日付で本契約に署名する。

作者

出版社

エドワード・リップセット
代表取締役
株式会社インターカム

日付 _____

日付 _____